

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成26年12月25日(2014.12.25)

【公開番号】特開2012-141954(P2012-141954A)

【公開日】平成24年7月26日(2012.7.26)

【年通号数】公開・登録公報2012-029

【出願番号】特願2011-250057(P2011-250057)

【国際特許分類】

G 06 F 13/00 (2006.01)

G 06 F 12/00 (2006.01)

H 04 N 7/173 (2011.01)

【F I】

G 06 F 13/00 5 4 0 A

G 06 F 12/00 5 4 7 H

H 04 N 7/173 6 1 0 Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年11月7日(2014.11.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

マークアップ言語によって記述されたデータを入力する入力手段と、

前記データから、それぞれフラグメント記述を含む複数のユニフォームリソース識別子を取得する取得手段と、

前記複数のユニフォームリソース識別子が含むフラグメント記述に、接続可能なフラグメント記述があるか否かを判定する判定手段と、

前記接続可能なフラグメント記述があると判定された場合、前記接続可能なフラグメント記述を有するユニフォームリソース識別子を修正して、一つのユニフォームリソース識別子を生成する生成手段と、

前記生成されたユニフォームリソース識別子をサーバに送信する送信手段とを有することを特徴とする情報処理装置。

【請求項2】

さらに、前記データに含まれる、フラグメント記述を含むユニフォームリソース識別子を解析する解析手段と、

前記解析手段の解析結果として、リソースとフラグメント記述の関係を示すレコードを含むテーブルを作成する作成手段と、

前記接続可能なフラグメント記述があると判定された場合、前記接続可能なフラグメント記述を有するレコードを統合するために、前記テーブルを更新する更新手段とを有し、前記更新されたテーブルは、前記生成手段による前記修正に用いられる特徴とする請求項1に記載された情報処理装置。

【請求項3】

さらに、前記生成されたユニフォームリソース識別子を用いて前記リソースのフラグメント記述を取得する取得手段と、

前記取得したフラグメント記述と、前記テーブルのレコードを関連付ける手段とを有することを特徴とする請求項2に記載された情報処理装置。

【請求項 4】

前記リソースは動画であり、前記フラグメント記述は前記動画の時間に関する再生の開始点と終了点を示し、

前記判定手段は、前記フラグメント記述が示す終了点と前記フラグメント記述が示す開始点が一致する、前記テーブルにおいて連続するレコードを、前記接続可能なフラグメント記述を有するレコードと判定することを特徴とする請求項2または請求項3に記載された情報処理装置。

【請求項 5】

前記リソースは動画であり、前記フラグメント記述は前記動画の時間に関する再生の開始点と終了点を示し、

前記判定手段は、前記フラグメント記述が示す終了点と前記フラグメント記述が示す開始点の差分が閾値以下の、前記テーブルにおいて連続するレコードを、前記接続可能なフラグメント記述を有するレコードと判定することを特徴とする請求項2または請求項3に記載された情報処理装置。

【請求項 6】

前記生成手段は、前記連続するレコードの一方のフラグメント記述が示す終了点を、前記連続するレコードの他方のフラグメント記述が示す終了点に変更し、前記連続するレコードの他方を削除することを特徴とする請求項4または請求項5に記載された情報処理装置。

【請求項 7】

前記閾値は、前記テーブルに基づいて、前記動画の切り出し時間の総和に対して重み係数を掛け合わせた値であることを特徴とする請求項5に記載された情報処理装置。

【請求項 8】

前記リソースは動画であり、前記フラグメント記述は前記動画の空間に関する切り出し範囲を示すことを特徴とする請求項2または請求項3に記載された情報処理装置。

【請求項 9】

前記生成手段は、前記テーブルにおいて連続するレコードの一方のフラグメント記述が示す切り出し範囲が、前記連続するレコードの他方のフラグメント記述が示す切り出し範囲を含むように、前記連続するレコードの一方のフラグメント記述を変更して、前記連続するレコードの他方を削除することを特徴とする請求項8に記載された情報処理装置。

【請求項 10】

前記生成手段は、前記フラグメント記述の切り出し範囲に基づき前記連続するレコードを統合する際、統合後の切り出し範囲に占める、統合前の切り出し範囲の割合に基づき、前記切り出し範囲の統合を行うか否かを判定することを特徴とする請求項9に記載された情報処理装置。

【請求項 11】

前記判定手段は、前記テーブルのリソースが時間と空間に関するフラグメント記述を含む場合、前記時間に関して前記フラグメント記述が接続可能か否かを判定し、接続可能と判定した場合は、さらに前記空間に関して前記フラグメント記述が接続可能か否かを判定する請求項2または請求項3に記載された情報処理装置。

【請求項 12】

入力手段が、マークアップ言語によって記述されたデータを入力し、

取得手段が、前記データから、それぞれフラグメント記述を含む複数のユニフォームリソース識別子を取得し、

判定手段が、前記複数のユニフォームリソース識別子が含むフラグメント記述に、接続可能なフラグメント記述があるか否かを判定し、

前記接続可能なフラグメント記述があると判定された場合、生成手段が、前記接続可能なフラグメント記述を有するユニフォームリソース識別子を修正して、一つのユニフォームリソース識別子を生成し、

送信手段が、前記生成されたユニフォームリソース識別子をサーバに送信することを特

徴とする情報処理方法。

【請求項 1 3】

コンピュータを請求項1から請求項11の何れか一項に記載された情報処理装置の各手段として機能させるためのプログラム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

本発明は、接続可能なフラグメント記述を有する複数のユニフォームリソース識別子を修正した一つのユニフォームリソース識別子を生成して、動画を取得するためのリクエスト回数を低減することを目的とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

本発明にかかる情報処理は、マークアップ言語によって記述されたデータを入力し、前記データから、それぞれフラグメント記述を含む複数のユニフォームリソース識別子を取得し、前記複数のユニフォームリソース識別子が含むフラグメント記述に、接続可能なフラグメント記述があるか否かを判定し、前記接続可能なフラグメント記述があると判定された場合、前記接続可能なフラグメント記述を有するユニフォームリソース識別子を修正して、一つのユニフォームリソース識別子を生成し、前記生成されたユニフォームリソース識別子をサーバに送信することを特徴とする。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

本発明によれば、接続可能なフラグメント記述を有する複数のユニフォームリソース識別子を修正した一つのユニフォームリソース識別子を生成して、動画を取得するためのリクエスト回数を低減することができる。